



令和5年5月29日

交付前のマイナンバーカードの紛失について

1 概要

交付前のマイナンバーカード1枚を紛失、現在まで見つかっていない。

2 経過

- 4月13日（木）
 - ・区職員が区役所本庁舎事務室で当該カードを含む15日（土）交付予定のカード一式をシステムにて交付前作業
- 14日（金）
 - ・区職員が委託事業者作業室にカードを移送
 - ・委託事業者が15日（土）交付予定のカード一式を整理
- 15日（土）
 - ・委託事業者が当日に交付予定のカードを事務室へ移送
 - ・申請者が来庁、委託事業者がカードを交付しようとしたところ、カードが見当たらないことに気づき、区職員へ報告
 - ・区職員が申請者に説明及び謝罪
- 16日（日）以降
 - ・事務室、作業室等をくまなく検索するも見つからず
- 5月6日（土）
 - ・マイナンバーカードの停止処理
 - ・引き続き範囲を広げ検索するも見つからず
- 27日（土）
 - ・マイナンバーカードの再発行について申請者の了解を得る
 - ・警察に遺失届の提出

※システムの履歴より4月13日（木）の交付前作業時にはカードが存在していたといえるため、以降、4月15日（土）の発覚までのいずれかの工程で紛失したと考えられる。

なお、カードを使用して各種証明書が交付されていないことを確認している。

3 再発防止策

マイナンバーカードの管理体制を強化し、再発防止に努めるとともに、継続して紛失したマイナンバーカードの検索も行っています。

4 問い合わせ先

戸籍住民課